

## **意見書(要望書)**

平成 21 年 9 月 14 日

社団法人 日本塗装工業会 御中

福岡市早良区野芥 5 丁目 48 番 13-5

**K J S 九州住宅検査システム**

代表者 山崎 亮一

今般、福岡市の(株)Y 塗料販売店が行っていた、消費者等への著しい不法行為についてその経緯と詳細を記し、別紙調査結果報告書を添え、以下のとおりご意見を申し上げます。

### 建物の概要

平成 4 年 12 月新築、戸建住宅、木造軸組み工法モルタル外壁 2 階建て

床面積 ; 32.5 坪 外壁面積 ; 148.0 m<sup>2</sup>

外壁塗り替え ; 平成 15 年 2 月下旬

使用塗材 ; 株式会社 SK 社製 ソフトサーフ SG 及びクリーンマイルドウレタン  
(色 ; 濃いグリーン)

周辺環境 ; 一般住宅地内であり地形は平坦地、その他特段の条件等なし

既存建物のいわゆる外部(外壁)リフォームである塗り替えに際し、6 年半前にその塗り替えを行っていた建物につき、株式会社 SK 社殿に調査を依頼したところ、別紙調査報告書に示されているようなことが明らかになりました。

状況としては、塗り替え塗装後 3 年半を過ぎる頃から当該建物の南面と西面につき著しい退色、変色、チョーキング等の劣化が発生しており、東面・北面と西面の一部については拳骨大程度の斑点が数十箇所発生していた。これらの事象は 4 年目からはっきりと表面に表れてきており、それから 2 年を経過した本年 5 月に、当事務所に対し補償に関する調査の依頼があったもの。

原因を当該塗料メーカーである SK 社殿に依頼して塗膜分析調査等を行った結果、劣化の著しい南面と西面については、通常の塗り厚(所要量)の 1/3~1/2 程度の厚さしか塗装されておらず、かつ、斑点が発生している側の北側と東側でも通常塗り厚の 2/3~1/2 程度の厚さしか塗装されていなかった。更に、その北側と東側面については成分検査の結果、本来存在するはずのない他社の塗料成分が検出された。つまり、北側と東側面については他社の塗料を混ぜて塗っ

たか、又は他社の塗料で上塗りをしていたことになる。

SK 社の調査によれば、販売代理店の担当者が塗装業者の要請により現場施工中に塗料剤が足りないからという理由で他社の塗料を 0.5 缶を納入したとのこと。また、本来塗装するはずであった上塗りの塗料缶についても 1 棟あたり 3 缶程度必要なところ 1 缶 (13.5kg) の納品記録しかなかったことに加え、本製品は 2 液性でありながら、硬化剤の納品記録もなかったことが分かった。硬化剤を使用していないなどのことは考え難いにしても、結果として 1 缶+他社塗料 0.5 缶 (2:1 の比率) で 1 棟を塗っていたことになる。また、分析した過少な塗膜面積と使用塗料の量としても整合性が取れていることになる。

結果、典型的な手抜き工事が行われていたことに加え、一般常識では考えられない他社塗料の混入がなされていたということである。

元請け社は納品時の検品、加水量又は二液の場合の混合割合・塗装状況・温度管理・使用された塗料剤の量の確認・残塗料の処分等について確認しておく必要と責任がある。それらの管理がきちんとなされていなかったということであるから、請け負った元請け社の重大な施工管理ミスである。

以前より、元請け者と下請け業者との信頼関係において塗料剤の発注や処分までを下請け社に任せている形態も多い。今回の場合、下請け業者と販売代理店の担当者 (所長) が暗黙の了解のうえで搬入した又は搬入させたものであるが、これまでも少し足りない時は他社の塗料剤を搬入していたとのこと。如何に施工管理をしても元請け社に分からないようにそのようなことをされれば、それを見抜くことは現実問題として困難な場合もある。

それでも、発注者 (依頼者) は、その元請け社を信頼して発注していたのだから、依頼者に対しては請け負った元請け社の重大な責任であることには違いない。

当職がその販売代理店の所長へ聞き取りを行った結果、その所長が言うには  
元請け社と下請けがどのような契約をしていたのか。幾らで下請けに発注したのかにもよる。

自分が作って持っていったことは認めるが、現場で混ぜたかどうかは分からない。

下地のモルタルの厚みが 20mm 以下であり薄いのが原因だ。

何故、SK 社の塗料を使って塗装していることを知っていながら RP 社の塗料を現場に持っていったのかを尋ねると・・・

工期が無い時は仕方がない。現場を間に合わせる為にしたことだ。

急ぎの発注を受けた時にメーカーが休みだったようなときは販売店としては止むを得ないことだ。

以上のことから次のことが考えられる。

1. 元請け者が下請けに発注する際、その下請け代金を安く叩いているのではないか、だから、上塗りを1回しか塗っていないなどのことがあり得るのではないか、元請け者側の責任もあるのではないかと言いたいのであろう。
2. 「現場では混ぜたかどうか分からない」というが、足りないから持ってきてくれと言われれば、下塗に他社メーカーの塗料を塗っていることを知っていたのだから、混ぜて使おうとしていることくらいは容易に察しがつくことである。これも、元請けたる管理者の責任があると言って責任逃れをしたいのであろう。
3. 「モルタル壁の中酸化現象が原因であり、部分的に熱を持ったことが斑点の原因である」と強調したうえで、「4~5年経てばこの状態が普通ですよ」とまで言っていた。誰が診ても異常な状態であるにも関わらず、このようなことを言って下地モルタルの厚み不足や、事前診断のミスであることを主張しようとしているが、実際のところモルタル厚みは15mm程度であった。そもそも、通常の1/3~1/2の厚みしか塗られていないうえ、他社塗料で補修塗りをした跡が斑点の発生の原因になっていることは分析結果からも明白であるから、モルタル自体の塗厚が原因であるとは言えるはずがない。
4. 工期の件は、塗料販売店と下請業者が勝手に決めるものではない。天候等が左右することもあるのだから、依頼者と元請負者で話し合っただけで決める又は見直すことである。塗料販売店が言う工期とは下請け職人達が現場を早く終わらせたいという勝手に決めた都合を工期と言っているもの。
5. これまでも他社塗料の製品を調合して納品していたことを認めているが、これは慣習となっていたからこそ、容易に他社メーカーの塗料を現場に納入したことを、SK社の担当者に話しているものと推認される。

以上のことから推測されることは、

「これで当たり前だ・仕方がない」という考えを持っているのだから、今後も今回のようなことをする可能性が非常に高いこと。そして、今度はRP社の塗料を塗装している現場に、SK社若しくは他社の塗料を搬入してしまう可能性すらある。全ては取引をしてくれる塗装業者等の都合の良いようにすることだけを最優先に考えて行動する。発注者である家主やオーナー、しいては元請け社までも欺く姿勢である。

ちなみに、下請けの塗装業者自身に何故SK社の塗料を使っている現場で

RP 社の塗料を塗ったのかを尋ねると、「早く仕事を終わらせる必要があったから」などと勝手なことを言い、「それは大丈夫です」と言う誰かがいたから」との返答であった。いざとなれば塗料販売店に責任転嫁をしているが、これも不合理な話である。

最近では現場管理すらしない元請け会社が多いなかに、このような考えを持った販売代理店と塗装業者が手を組めば、手抜き工事や塗料の無断調合などは簡単には見抜けないであろうし、増してや、一般の素人である家主やオーナー、そして、経験の浅い現場監督などは簡単に誤魔化されてしまう可能性が高い。当然、一番の被害者は消費者（家主やオーナー）である。

ここで、再認識しておかなければならないことは、元請け社と発注者（依頼者）は『他社塗料を混合しても良い』などとする契約をするはずがないということ。つまり、発注者としてはその使用する製品につきどのような特徴（耐久性）や保証があるのか、その塗料を使用した場合の費用対効果などを勘案して発注契約をしているのである。

塗料の混合又は同時期に他社塗料を上塗りするなどのことをしたならば、塗料メーカーとしては「自社製品であってもその品質についての保証はしない」としている。当然、品質保証すらないものを使用し塗装しても構わないなどという消費者（発注者）はいないし、そのような契約をするはずがない。更に、発注者に対しては何の説明もせず、了解も取らずに勝手に塗料の混合をするなどのことは許されない。

今般の問題について、関連団体や業界の皆さんに考えて頂きたいのは、塗装業者として、自身のプロとしての自覚やデリカシーの無い職人も存在する。しかし、今回、塗料販売店（販売特約店）のしてきたことは消費者に対する背信行為又は不法行為というべき事であり、人が食するものではないにしても、食品偽装等と全く同じことです。

今回のように依頼者が著しい劣化事象について調査を依頼しなかったならば、恐らくこれらのことは発覚しなかったものと思われます。

一般的には“劣化や退色が少し早いのでは”と思ったとしても、いわゆるシヤブ塗り・異種塗料の混合や上塗りがなされているのでは？とまで疑いを持つ人はまずいないでしょうし、そのように思ったとしても何をどのようにすれば

よいのか分からない方が一般的でしょう。

普通にクレームを言っても“これが普通ですよ”と言われてしまえば反論のしようがないというのが実情です。しかし、今回のようにきちんと成分検査や塗膜厚の分析調査・出荷記録等によって不具合の原因や問題等が特定されることがあるのですから、消費者側としては、専門家や専門機関に相談をするなどしてその原因をきちんと明らかにすることです。

### 社会や消費者に対する各塗料メーカーの企業倫理（モラル）について

今回の件は、当該塗料メーカーと数社の塗料メーカーは承知しています。

発注者に対し分かりさえしなければ当たり前のように混合したものを現場に搬入する。又は使用することを知っていながら搬入する。先に記述したとおり、全く罪の意識もなく、このようなことを行っている販売特約店（代理店）が実在し特定されていることに対し、塗料メーカー各社は何らの指導や手立てをしないのでしょうか。

RP社では当事務所からの問いに対し、本社、福岡支店ともに「他社混合することは自社製品としての期待した品質が確保できない為、そのような事を行っている塗料販売店には注意をしておきます」と、正式回答ではないものの、返答があっている。しかし、特定した販売店の名称を当職に聞くこともせず、どのようにしてその販売店に注意をするというのであろうか。本当に注意を促すつもりがあるとは思えないし、事の重大性を認識しているとも思えない。また、少し足りないときは、「これまでも混合は差し支えのない範囲で行われてきた」との言葉も発せられているが、既に知っていたということであろうか。

SK社では本社・福岡支店ともに、そのY塗料販売店と、『「今後、塗料の混合をしたものを販売しない。また、二度とこのような事態が発生すれば取引停止も有り得る」などとする念書を交わす』とのことであった(本年8月26日)。しかし、他方では「古くからのお付き合いですから、先代からのお付き合いですから」といった言葉が発せられていることも確かであり、Y塗料販売店には20日経った現在でも未だに何のアクションもなされていないというのが実情です。ただし、今回の問題の調査に対しては、同社においては誠実な対応がなされていたことも確かであり、今後の対応にも期待したいものです。

Y 塗料販売店においては、発覚から 3 カ月を過ぎても、迷惑を掛けた施主への謝罪をしないどころか、モルタルの厚み不足や、元請け自体に全て責任があるかの如く主張していたのですから、これからも同じ事が繰り返される可能性が高い。このような悪しき慣習や非常識な考えを持つ販売店の存在は、これまでに新築や塗り替えを行った方、そして、これから塗装などを行う消費者にとって著しく不利益なことには違いありません。従って、当事務所としては一連の事柄を消費者の皆さんに公表して、同じような不祥事の抑止に繋げていくべきだと考えます。また、各塗料メーカーも容認はしないとしながらも、黙認しているようなことがあれば、塗料メーカーとして社会に対する企業モラルが問われるのではないのでしょうか。

## まとめ

当事務所は、平成 13 年 12 月より社会貢献の一端を担うべく消費者サポートの一環として業を開始し、建築主等より直接依頼を受け建物建築時の検査や、いわゆる第三者工事監理及び既存建物の欠陥調査等を主たる業務として行っています。

今後、このようなご相談を受け、手抜き工事による施工不良、或いは異種塗料の混合や調合による不具合等が発覚した場合、当事務所としては、関係省庁等とも連携を図り、社会への情報の発信も含めて毅然とした対応をしていく所存です。

ちなみに、Y 塗料販売店が言うモルタルの厚みが 20mm 以下である場合、ほんの数年で不具合が発生するなどのことが塗料メーカー側も分かっているのであれば、事前に塗料材を使用する建築会社やリフォーム業者等、更に一般消費者への告知は欠かせないものです。この件につき根拠があるのならば他社塗料との混合に対する注意書きと併せて、外壁モルタルの厚みが 20mm 以下である場合の保証の有無等についての注意事項をパンフレットや塗料缶自体に記載しておくなどのことも必要です。

今般の問題は、一塗装業者、一販売店、一塗料メーカー、一地域に留まらず、塗装工業会、塗料商業会、塗料メーカー会など業界をあげて取り組むべき問題ではないでしょうか。

以上